

「第九十二条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第六 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもつて充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第七百九十六条の次に次の一条を加える。

（運営規程）  
第九十六条の二 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めおかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 営業日及び営業時間
  - 四 利用定員
  - 五 指定就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
  - 六 指定就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを限る。）賃金及び第九十二条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
  - 七 通常の事業の実施地域
  - 八 サービスの利用に当たつての留意事項
  - 九 緊急時等における対応方法
  - 十 非常災害対策
  - 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
  - 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十三 その他運営に関する重要事項
- 第九十七条中「第八十六条から」の下に「第八十八条まで、第九十条から」を「第九十七條において準用する第八十九条を」第九十六条の二に改め、「第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第九十七條において準用する第九十二条」とを削る。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の次に次の一条を加える。

（運営規程）  
七十二條の二 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めおかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 職員の職種、員数及び職務の内容
  - 三 営業日及び営業時間
  - 四 利用定員
  - 五 就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
  - 六 就労継続支援 A 型の内容（生産活動に係るものを限る。）賃金及び第八十条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
  - 七 通常の事業の実施地域
  - 八 サービスの利用に当たつての留意事項
  - 九 緊急時等における対応方法
  - 十 非常災害対策
  - 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
  - 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十三 その他運営に関する重要事項
- 第三 就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会を提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。
- 第八十条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則  
第八十五条中「、第三十六条」を削る。

○厚生労働省令第六号  
児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の四第二項及び第二十一条の五の十八第三項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月九日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久  
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

児童福祉法に「児童福祉法に定める児童指導員」を「児童指導員又は児童指導員」に改め、「同じ」の下に「又は学校教育法に定める高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したものの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）を加え、保育士の「を「保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第二項及び第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第六項を第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十条の次に次の一条を加える。

（情報の提供等）  
第七十条の二 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、第七十一条において準用する第二十六条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次の各号に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。
  - 一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
  - 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
  - 三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
  - 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
  - 五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
  - 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
  - 七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。